

総合研究大学院大学長倉研究奨励賞取扱内規

平成7年11月29日
長倉研究奨励賞
選考委員会決定

一部改正 15.2.21 / 16.9.8

(目的)

第1条 この内規は、総合研究大学院大学長倉研究奨励賞授与規程(平成7年規程第6号。以下「規程」という。)第8条の規定に基づき、総合研究大学院大学長倉研究奨励賞(以下「研究奨励賞」という。)の取扱い等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(授与に要する経費)

第2条 研究奨励金及び研究奨励賞の授与に要する経費は、寄付金及びその預金利息をもつて充てる。

(受賞者の数及び額等)

第3条 受賞者の数は、毎年度2人程度とし、研究奨励金の額は、当分の間、1人当たり30万円とする。なお、必要に応じて、規程第4条に規定する委員会の議を経て、受賞候補者の中から研究奨励賞のほかに「総合研究大学院大学研究賞」(以下「総研大研究賞」という)を授与することができるものとする。

(選考の時期等)

第4条 学長は、原則として当該年度の1月末日までに、各専攻長に受賞候補者の推薦を求め、3月までに規程第4条に規定する委員会の議を経て、受賞者を決定する。

(賞状の様式)

第5条 研究奨励賞の賞状の様式は、別紙様式1のとおりとし、総研大研究賞の賞状の様式は、別紙様式2のとおりとする。

附 則

この内規は、平成7年11月29日から施行する。

附 則(平成15年2月21日選考委員会決定)

この内規は、平成15年2月21日から施行する。

附 則(平成16年9月8日選考委員会決定)

この内規は、平成16年9月8日から施行する。

別紙様式 1 (研究奨励賞賞状)

賞 状	
氏 名	
あなたの「・・・・・・・・・・・・・・・・の研究」は総合研究大学院 大学長倉研究奨励賞を受けるにふさわしい優秀な研究と認めこれを賞します	
平成 年 月 日	
総合研究大学院大学長	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto;">印</div>

縦364mm、横258mmとして横書とする。

別紙様式 2 (研究賞賞状)

賞 状	
研究科 専攻 氏 名	
あなたの「・・・・・・・・・・・・・・・・の研究」は総合研究大学院 大学研究賞を受けるにふさわしい優秀な研究と認めこれを賞します	
平成 年 月 日	
総合研究大学院大学長	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto;">印</div>

縦364mm、横258mmとして横書とする。